改正後

別記（投票録様式）

その一

何年何月何日執行　最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）						
2	投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日			
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務代理者（管掌）者氏名 年前何時～何時　事由何々		
				午前何時～ 午後何時				
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前（後）何時何分 事由何々	
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻） （参会時刻）				
5	投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時開鎖						
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名						

7	投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)　（再交付の事由）							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者	人							
(5)	代理投票	審査人（氏名）	補助者（氏名）	（氏名）					
		代理投票者数　人							
(6)	投票所開鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数　票　内　受理と決定したもの　票 不受理と決定したもの　票							
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
		不受理の決定を受けた者	（氏名）						
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）						
(7)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由		仮投票の有無			
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否							
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
8	投票所事務従事者	総数　何人　内　1 市区町村選挙管理委員会書記　何人 2 市区町村の職員　何人 3 その他の者　何人							

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏名

投票立会人　氏名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は国民審査法施行規則第４条の規定によってその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の２第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

3　審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「審査当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。

6　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において適任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

7　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

8　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において適任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の開鎖時において適任されている投票管理者及び投票立会人とする。

11　指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第４条の規定によってその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の２第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

12　公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「６　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

13　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

改正前

別記（投票録様式）

その一

何年何月何日執行　最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所　（何町村役場）　（何の場所）					
2	投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前（後）何時何分　事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻） （参会時刻）			
4	投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時開鎖				
5	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名					

6	投票の状況	選挙人名簿登録者	審査当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)　（再交付の事由）							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者	人							
(5)	代理投票	審査人（氏名）	補助者（氏名）	（氏名）					
		代理投票者数　人							
(6)	投票所開鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数　票　内　受理と決定したもの　票 不受理と決定したもの　票							
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
		不受理の決定を受けた者	（氏名）						
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）						
(7)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由		仮投票の有無			
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否							
		国民審査法第26条の規定によってその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否							
7	投票所事務従事者	総数　何人　内　1 市区町村選挙管理委員会書記　何人 2 市区町村の職員　何人 3 その他の者　何人							

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏名

投票立会人　氏名

投票立会人　氏名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は国民審査法施行規則第４条の規定によってその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の２第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

3　審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「審査当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。

6　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において適任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

8　署名をする投票立会人は、投票所の開鎖時において適任されている投票立会人とする。

9　指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第４条の規定によってその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の２第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

10　公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「５　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

11　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。